

静岡市市民活動の促進に関する条例

【解説書】

平成19年7月 静岡市

はじめに

旧静岡市と旧清水市が合併する前年、両市は共同して静岡市市民活動懇話会（以下「懇話会」という。）を設置しました。学識経験者及び市民活動に携わる市民で構成される懇話会は、翌年5月、市民活動基本指針策定に向けて『キックオフ！静岡 市民都市宣言』を合併後の静岡市に提言しました。本提言は、市民委員自らが執筆しまとめたものであり、市民都市を目指す第一歩として、象徴的な出来事でした。

市は、この提言を受け、新たに設置した静岡市市民活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）の意見を聞きつつ、平成16年3月に『市民都市実現に向けて 市民活動と行政の協働のための基本指針』を策定しました。

その後、平成17年3月の『職員のためのNPOと行政の協働事業推進マニュアル』の策定、平成17年4月の『特定非営利活動法人認証事務の実施（県からの権限委譲）』、平成17年7月の『市民活動協働市場』の設置、平成18年10月の『静岡市清水市民活動センター』の整備など、様々な市民活動促進施策に取り組んでいます。

市民活動を取り巻く環境が激しく変化し、複雑化が進む中、様々な施策を効果的に実施するために、本市が目指す市民活動の不変の理念や基本原則などを定めた条例を平成19年4月1日から施行しました。

条例の制定にあたっては、推進協議会委員のみなさまに条例制定の是非の段階から協議していただくとともに、市民のみなさまからはパブリックコメントやタウンミーティングなどを通じて広くご意見をいただき、これらを反映するように努めました。

条例は、制定するだけでは社会が大きく変わることはありません。私たちを取り巻く社会的な課題の解決のために、市民のみなさまが、自らこの条例を活用することによって素晴らしい静岡市を築くことができるものと期待しています。

目 次

はじめに.....	2
静岡市市民活動の促進に関する条例 【全文】	4
第1条（目的）.....	8
第2条（定義）.....	10
第3条（市民活動の基本理念）.....	12
第4条（市民活動の促進に関する基本原則）.....	14
第5条（市民及び市の責務）.....	16
第6条（協働事業）.....	18
第7条（相互提案）.....	19
第8条（基本計画の策定）.....	20
第9条（静岡市市民活動促進協議会の設置）.....	22
第10条（所掌事務）.....	22
第11条（組織）～第16条（協議会の運営に関する委任）.....	23
第17条（委任）.....	24

静岡市市民活動の促進に関する条例 【全文】

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

(市民活動の基本理念)

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。
- (2) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。
- (3) 市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。
- (4) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

(市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3) 市民相互及び市民と市間の理解を深めるものであること。
- (4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

(市民及び市の責務)

第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

- 2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民及び市は、市民相互及び市民と市間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。

(協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業(以下「協働事業」という。)の創出に努めなければならない。

- 2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

(相互提案)

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。
 - (2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関する事。

(2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関する事。

(3) 協働事業の促進に関する事。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

(静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 協働事業の促進に関する事。

(2) 基本計画の策定、進行管理及び変更に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項

(組織)

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 市民活動団体に所属している者

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第1条(目的)

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(解説)

第1条は、この条例の目的について定めています。

この条例の目的は、「市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会」を実現することによって、自治基本条例第1条に規定する「市民自治によるまちづくり」に寄与することです。

「市民自治」とは、地方自治の基本精神である「自分たちの地域を自分たちで治めることによって、主体的な地方自治体の確立を目指すこと」と同じ趣旨の用語です。「地域のまちづくりや課題の解決＝すべて行政がやること」とするのではなく、市民同士が、お互いに協力し補完し合いながら、主体的に考え自ら創り上げ、解決するようなことを「市民自治のまちづくり」としています。 参考：自治基本条例解説書

「市民が相互の交流と理解を通じて」とは、個人が個別に活動するのではなく、積極的に交流し、相互に理解し認め合うことを大切にすることです。それは、お互いの力不足を補い合うために協力や連携などが大切であるということの意味するものではありません。交流を通じてこそ、顔の見える市民の一人として相手を尊重し、相手からも尊重されるとともに、孤立する人を生み出さない社会をつくることの意味も含まれています。「社会的な孤立」は、個人が社会の中で得られる安心感や喜び、利益といった価値のほか、社会的サービスを受ける機会を失う原因になります。ですから「孤立」そのものが問題なのであり、市民活動は、その解消を目指します。 関連項目：第3条

一方、他人に強制されるのではなく「自らの意思により主体的に活動」することにより、社会の問題を自分の問題として向き合う受け身でない生きかたができるようになるとともに、他人の意思や主体性を尊重する姿勢の習得にもつながります。

「社会的課題の解決」としては、まず、福祉のように困っている人を助けることや、自然環境を保全、回復するといった問題解決型の課題の解決が挙げられますが、「スポーツのまちづくり」、「新しい産業が栄えるまちづくり」など、創造型の課題の解決も含まれます。

なお、前段では、市が定める事項を、「市民活動の基本理念」、「市民活動の促進に関する基本原則」、「市民活動に係る市民と市の責務」、「市民活動を総合的、計画的に促進するための基本計画」としています。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （2）市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- （3）市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

第2条は、この条例の主な用語について、その意味を明らかにしています。

（1）は、「市民」の定義で、自治基本条例の定義と同じです。

（2）は、「市民活動」の定義です。

「市民活動」とは、市民が、営利を目的とせず社会的課題の解決（参照：第1条）のために行う活動です。概ね、NPO活動やボランティア活動などを指します。非営利の活動であっても、宗教や政治的な目的のための活動は含まれません。

なお、営利企業が営利を目的とせずに行う社会貢献活動（例えば、文化・芸術活動に対する資金援助活動〔メセナ〕や社員による地域の清掃活動など）は、市民活動に含まれます。

（3）は、「市民活動団体」の定義です。

「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う

団体です。「継続的」とは、その場限りの臨時的な集まりではなく、組織としての意思を持ち、目的の達成を目指して活動を続けていくことを意味します。イベント等の実行委員会のように短期的な活動であっても、意思決定ルールを持ち、会則や事業計画等を明文化、共有している団体は、市民活動団体に含まれます。

第3条（市民活動の基本理念）

（市民活動の基本理念）

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

- （1）市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。
- （2）市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。
- （3）市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。
- （4）市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

第3条では、市民活動のあるべき姿についての基本的な考え方を定めています。

（1）は、市民活動が担う領域について定めています。

公共的な課題を解決するのが行政（国及び地方公共団体）の役割ですが、行政は、すべての市民に公平で一貫性のあるサービスを提供しなければならないため、個々の事情に合わせた対応や、急激な変化に対して弾力的に対応を変えるといったことが困難です。

一方、少なくとも採算性があり、多少なりとも利益が見込めるサービスについては、営利企業がサービス提供を担う可能性があります（市場原理）。しかし、福祉分野など受益者が十分な負担力を持たないような場合、あるいは、まちづくりや自然環境のように特定の人ではなく広く市民が負担しなければならないような場合などは、サービスの提供者が市場を通じてサービスの対価を得ることが困難なため、営利を目的とした活動がそのような社会的課題の解決を担うことは多くありません。

市民活動は、主として、このような行政の論理、市場原理では対応されないような領域を担うものとしします。

（2）は、市民活動における対話の重要性について定めています。

市民活動は、市民すべてを画一的に扱うのではなく顔の見える一人一人を大事にするとともに、社会から疎外される人を生み出すことなく、社会全体として市民の間に何らかの好ましい関わりをつくることを目指しています。

そのためには、個々人が、自分が尊重されるためだけに個人の尊厳を唱えるのではなく、対話を通じて相手を理解し、互いの価値観を尊重しあうことが大切です。

(3)は、社会の中で見過ごされやすい人々の声を、市民活動が取り上げる可能性について定めています。

現代の社会制度は、個人が自らの意思を持ち権利を主張することを前提に成り立っていますが、現実には、様々な理由から自ら意見を述べる機会がないだけでなく、意見を述べる意思を持つことを自覚しないままにいる人も大勢います。市民活動には、人種、信条、性別、年齢、社会的・身体的状況などが多様な市民が参画することによって、前述のような見過ごされやすい人々の「声なき声」を社会が抱える課題として取り上げる役割があります。

(4)は、市民活動が生み出す価値について定めています。

市民活動は、社会的な課題の解決を目的とする活動ですから、その目的を達成できたかどうか活動の成果になります。

しかし、市民活動が生み出す価値は、それだけではありません。生み出されたサービスだけをみるなら、その担い手が行政であろうと営利企業であろうと誰でもよいでしょう。しかし、市民活動の場合は、市民が受身にならずに主体的に担うことを通して、精神的充実や人間的成長をもたらすところにも意義を認めるものとします。

第4条（市民活動の促進に関する基本原則）

（市民活動の促進に関する基本原則）

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- （1）市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- （2）市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- （3）市民相互及び市民と市間の理解を深めるものであること。
- （4）市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

第4条では、市民活動を促進しようとするとき、市民や市が守らなければならないルールについて定めています。

（1）では、市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性の尊重を定めています。

自治基本条例の前文では、「地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくり」を行うことが大切だとしています。つまり、市民一人一人の自主的な参画が不可欠であり、その自主性が尊重されなければなりません。

ただし、やりたいことややるべきことを自分で見つけて、積極的に参加することだけを肯定するわけではありません。強制にならないよう注意する必要がありますが、「知り合いに誘われたから参加する」といった受け身の動機もまた大切なものといえます。なぜなら初めは受け身であっても、活動を通じてしだいに自主性が芽生え、本人も気づかなかった可能性が広がるのが期待できるからです。

「先駆性」のもともとの意味は「他の人に先駆けて物事をする事」ですが、他の人よりも先んじることが重要なのではなく、社会的に必要とされているのにも関わらず、未解決のままになっていることに着眼し、活動するということが大事です。ですから、奇をてらうような新しいことよりも、他地域では一般的に行われているのにも関わらず、当該地域では行われていないことを他地域の事例を参考にして行うことが多いのかもしれませんが。

（2）は、市民と市民間の対等な関係と、市民と市（行政）間の対等な関係の尊重について定めています。

対等性は、当事者の自主性や主体性を確保する基本的な要件です。対等性が失われ、一方が不当に主導権を握るようになると、他方の積極的、自発的な参画意欲の低下や工夫・改善の意欲の減退、強い立場にある組織への依存などが生じ、その結果、事業のマンネリ化などの問題を生じさせることがあります。

なお、企業、行政と、市民活動団体とでは、資金や人材など持っている資源の点で大きな差がある場合が多いのが現状です。対等性を保つためには、特に資源を豊富に持つ側が注意を払う必要があります。

(3)は、市民と市民の間の相互理解と、市民と市との間の理解を深めることについて定めています。

市民活動は、基本的に公共的な資源（公共の施設や補助金など）や善意の寄付、協力（ボランティア活動など）によって支えられています。したがって、市場原理で淘汰されるものではなく、その内容が広く市民の理解と合意に基づき評価されるべきものであります。

ですから、市民活動を促進する際には、市民活動の担い手となった市民と、市民活動が提供するサービス等を受ける市民、市民活動を支える市民のほか、広く市民が相互に理解し合うことが大切です。

また、そのような相互理解を通じて、新しい社会的課題の発見や予見、防止につながる可能性も高まります。

なお、市民活動が担う事業の中には、受益者一人ひとりが相応の費用を負担するものも少なくありません。そのような事業領域では、市場原理が働くことが多くなりますから、市民活動も市場原理と無縁とは言えません。

(4)市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

市民と市民の間の相互理解と、市民と市との間の理解を深めて活動を促進するためには、市民活動に関する情報が公開され、共有されている必要があります。

市民活動を行う市民は、その活動の内容を公開することを通じて、広く市民の理解を受けることができるよう努めなければなりません。市民活動の多くはNPOなどの団体によるものですが、市民活動を行う団体には、定款（団体の目的や運営ルール等を定めたもの）や役員名簿、事業報告書、収支計算書などの公開が望まれます。

また、市は、協働事業に必要な情報を中心とした市民活動の促進に関する情報の公開と共有に努める必要があります。

第5条（市民及び市の責務）

（市民及び市の責務）

第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

3 市民及び市は、市民相互及び市民と市間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。

第5条では、市民と市の責務（努力義務）について明らかにしています。

第1項では、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進について定めています。

市民一人一人が、市民活動に自発的に参画するよう努めることはもちろんですが、仮に自分が市民活動に参画しない場合であっても、他の市民の市民活動への自発的な参画を支援、協力するよう努めなければなりません。

中でも、職場や家庭において市民活動に参画しやすい環境をつくることが重要です。企業においては、ボランティア休暇など制度づくりによって支援することもできますが、そのような公式な制度の有無に関わらず、市民活動に参加しようとする人たちを家族、同僚、友人その他の人たちが理解し、支えるような環境づくりが求められます。

第2項では、市民が自立した市民活動を継続して行うための環境づくりについて定めています。

市民活動を行う上で何よりも大切なのは、活動する市民や企業、行政が、それぞれ対等な関係を保つことです。これによって、相互の協力や補完、支援が、馴れ合いや甘えを生んでしまう危険性を回避することができます。このような対等な関係というものは、それぞれの「精神的」な自立によって支えられているということを実感する必要があります。

また、企業や行政が行う活動と同程度か、それ以上の活動を市民活動に求める社会的課題が増えています。このような場合、身の回りにある課題を可能な範囲で解決するという事に留まらず、課題の大きさや重要性に応じて資金や人的・物的資源を積極的に投資する必要があります。その意味で、市民が企業や行政と対等な関係を保ち、自立的、自発的な活動をしようとするとき、「経済的」な自立も不可欠になります。

このような自立した市民活動を継続して行うための環境づくりには、法制度や支援施設の整備など市が担うものだけでなく、NPOを支援するNPO（一般的に「中間支援団体」と呼ばれます）や民間基金の設立など市民が担うものがあります。

第3項では、市民相互の間と、市民と市の間での意見交換その他の交流の促進について定めています。

第1条、第3条(2)、第4条(3)に規定するように、本条例は、市民相互の交流や対話、相互理解を重視しています。このような趣旨のもとで、本項では、市民と市の責務として、相互の交流の促進を定めています。

第6条（協働事業）

（協働事業）

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業（以下「協働事業」という。）の創出に努めなければならない。

2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

第6条は、協働事業の促進について定めています。

協働事業は、市民活動と市がそれぞれ単独では解決できない課題に取り組もうとするとき、お互い特徴を生かし補完し合い大きな力に変えていくことを目指します。市民と市は、この協働事業の創出に努めなければなりません。

協働事業を「それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う」ためには、契約書や協定書等によって、協働事業の担い手となる市民と市の役割割や責任等の分担を、事前に明確化しておくことが望まれます。

第2項では、市は、市が単独ですでに実施している事業についても、市民の知識やノウハウ、特徴を生かすことによって、あるいは、市民が参画することによって、単独で行うよりも効果的に実施できる事業を協働事業として実施するよう努めるものとして定めています。

「市民が参画することにより効果的に実施」とは、例えば、次のような事例を挙げることができます。公園をつくる際に、行政職員やコンサルタントがつくった計画をもとに公園を土木業者がつくった場合と、計画づくりや公園づくりに市民が参画した場合は、市民の愛着度が違います。市民自らが参画して公園をつくることにより、利用度の向上、汚れや破損の少ない丁寧な利用、利用者や近隣住民による自主管理など、市民自治のまちづくりにつながることができます。

第7条（相互提案）

（相互提案）

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

第7条は、市民活動団体と市が、相互に協働事業を提案する機会の保障を定めています。

協働事業では、発案者となる機会を双方が持ち、事業の枠組みを一方が単独で決めることを避けることによってはじめて、自主性を尊重し、対等な関係を築くことができます。また、事業の発案などできる限り早い段階から協働することにより市民に当事者意識が生まれるとともに、市民の自由な発想や様々なノウハウを活かすことができ、より効果的に事業を実施することができます。

このような相互提案の制度の整備は、第1項によって市に義務付けられますが、制度の活用については、第2項により市民活動団体と市の双方の努力義務となっています。

第8条（基本計画の策定）

（基本計画の策定）

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。

（2）市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。

（2）市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。

（3）協働事業の促進に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

第8条は、市長に策定が義務付けられた市民活動の促進に関する計画について、その内容や、策定の際の市民意見の聴取、公表などに関して定めています。

基本計画には、市民活動に関する「基本的な考え方」と「基本的な施策」を定めるものとされています。

「基本的な考え方」とは、本条例に規定されている考え方を元にしつつ、時代の変化に対応していく方針のことを指しています。

「基本的な施策」は、「市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること」（第5条第1項関係）、「市民活動の自立を支える環境づくりに関すること」（同条第2項関係）、「協働事業の促進に関すること」（第6条関係）について定め、実施していきます。

第4項と第5項は、基本計画の策定に関して、市長に義務を課しています。

市長は、基本計画の策定に際して市民の意見と、市民活動促進協議会(第9条で規定)委員の意見を聴かなければなりません。また、策定した基本計画の速やかに公表しなければなりません。なお、この二つの規定は、基本計画の変更に関しても準用されます。

第9条（静岡市市民活動促進協議会の設置）

（静岡市市民活動促進協議会の設置）

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第9条は、市民活動促進協議会の設置について定めています。

協議会は、時代や環境の変化に適切に対応しつつ市民活動を促進するために、市民活動に携わる当事者の意見はもちろんですが、専門的な見識に基づく意見や、様々な立場や考え方の市民の意見など、幅広い意見を施策に反映するために設置するものです。

協議会は、地方自治法第202条の3に規定する附属機関として、市が設置する他の審議会等と同じ位置づけになります。審議会が、市の求めに応じ（「諮問」といいます。）特定のテーマについて調査、検討し意見を提出する（「答申」といいます。）性格が強いのにに対し、協議会は、諮問・答申の形を取りつつも、委員相互の意見交換や自由な意見の提案を行う場としての性格も併せ持つものとして協議会という名称を使っています。

第10条（所掌事務）

（所掌事務）

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- （1）協働事業の促進に関すること。
- （2）基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項

第10条は、協議会の役割について定めています。

協議会は、「協働事業の促進」、「基本計画の策定・進行管理・変更」、「その他市民活動の促進に係る重要な事項」について、市長の諮問に応じ、調査、検討し意見を述べる役割を担います。（諮問・審議については第9条を参照。）

第11条（組織）～第16条（協議会の運営に関する委任）

（組織）

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

（委員）

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験がある者
- （2）市民活動団体に所属している者
- （3）市民
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

（庶務）

第15条 協議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附属機関の組織に関しては、「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」(平成19年4月1日施行)に準じています。

学識経験者は、市民活動の促進に関して、専門的な立場からの検討や助言をすることができる人をいいます。大学等の研究機関に所属している人が主になりますが、必要な見識を持ち合わせていれば、所属機関の有無を問いません。

市民活動団体に所属している者は、実際に市民活動に携わっている現場の立場からの検討し、意見を述べることをできる人をいいます。市民活動団体に所属していることが条件であり、会長などの役職を就いている必要はありません。

なお、委員総数の三分の一に当たる4人前後は、公募によって選任する予定です。

第17条(委任)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

本条例に定めがなく、市長が必要と認める事項については、規則等で定めます。